

第 八 十 八 号 議 案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
 条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区立船堀陣屋橋児童遊園の項及び江戸川区立東小岩一丁目第三児童
 遊園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表江戸川区立船堀陣屋橋児童
 遊園の項を削る改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

土地所有者から返還の申出があったため、江戸川区立船堀陣屋橋児童遊園を廃
 止するとともに、江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六
 号）により設置する公園として位置付けるため、江戸川区立東小岩一丁目第三児
 童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。